

保育規則

<目的>

第1条 この規則は、恵光保育園における園児の保育に関する業務のうち、入園園児の保護者と保育園の関係について定めるものとする。

<保育を行う日>

第2条 当保育園は、次の日を除き、毎日開園し保育を行う。

- (1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日～1月3日まで）
- (3) 年度末3月31日は、保護者の就業状況等を考慮して休園出来るものとする
- (4) 国の記念行事による指定日



2. 前項の規定にかかわらず、集団電線疾患・非常災害・その他これらに類するやむを得ない事情が発生した場合は、必要最小限度の期間を関係機関（さつま町）と協議し休園とする。

3. 上記以外は開園となります。ただし、保護者の申出により、祝休日の保育が出来るものとする。

<保育時間>

第3条 本園の開園中の保育時間は9時～17時までの8時間が基本時間となるが、家庭の状況や通勤時間を考慮して、日々の保育時間を以下の通りとする。

- (1) 保育短時間 9時～17時まで
- (2) 保育標準時間 7時30分～18時30分まで

2. ただし、国が『保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から、必要な範囲で利用出来るようにする事が制度の趣旨である事』と定めており、保育標準時間をご利用出来る方でお仕事が無い日、または土曜日等の保育時間は9時～17時までが基本とする。



<祝休日・延長及び短縮保育>

第4条 保護者の事情・勤務する事業体の労働条件及び、勤務に要する通勤時間の確保などの為、保護者からの申出により、祝休日保育・延長保育を行う事が出来る。

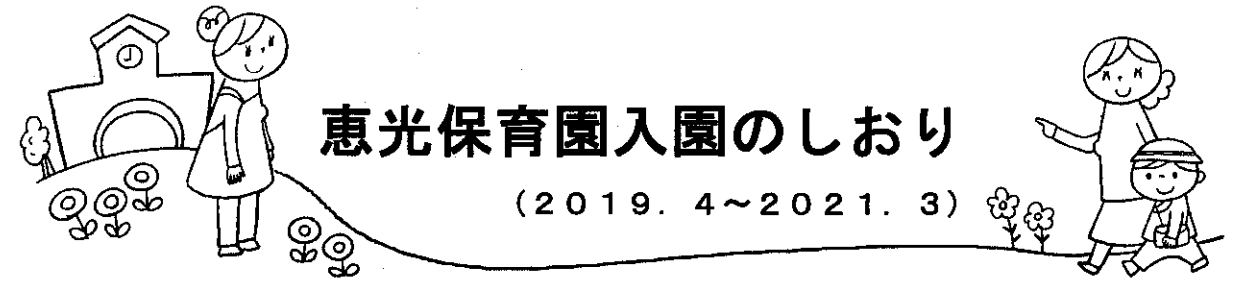
- (1) 祝休日保育 8時～17時30分の時間
(ただし、7・9・10月は行事等により、利用出来ない日があります。)*

- (2) 延長保育
A 保育短時間 7時～9時・17時～19時の時間延長
B 保育標準時間 7時～7時30分・18時30分～19時



上記の申出書は、入園時に配布します。

2. 保育期間中の急病・事故・災害・その他やむを得ない理由がある時は、園長は保護者へ連絡の上、必要に応じて個別の園児、又は全園児の保育時間を短縮する事が出来る。

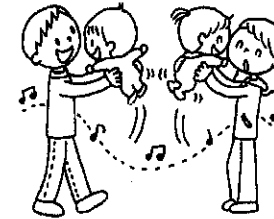


恵光保育園入園のしおり

(2019. 4～2021. 3)

☆最高の子育ては家庭と保育園の連携保育です☆

子どもの成長・発達をともに喜び合えるのを楽しみに、連携していきましょう。
例えば、降園時に保護者は、「今日はどうでしたか？」と保育者に聞いてみましょう。
また、帰り道、子どもにも「今日は楽しかった？」と聞いてみましょう。



★保育園での生活が始まると、親子で過ごす時間が短くなりますので、こんな事に気を付けましょう!!!

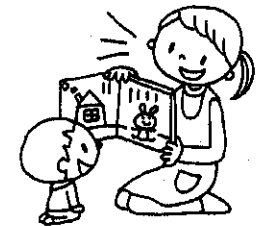
★意識して親子で向き合しましょう★

- ☆1日1回は、子どもを抱きしめましょう。
- ☆子どもの話には耳を傾け、じっくり笑顔で聞いて下さい。
- ☆近年、メディア障害が問題になっています。保育園ではテレビ視聴はありません。家の中からも、テレビを消す時間（食事時）・ノーテレビデーをつくるようにしましょう。出来る時には、20時になったら、スマホの電源を切るようにしましょう。
- ☆絵本の読み聞かせは、子どもに“想像力”や“思考力”がつくばかりではなく、誰にでも簡単に出来るスキンシップです。
- ☆生活の自立は、“自分で”の気持ちを大切に、励ます・認める・褒める事をおすすめします。
- ☆スマホでゲームさせるよりは、親子で愛着あそびでスキンシップして過ごしましょう。



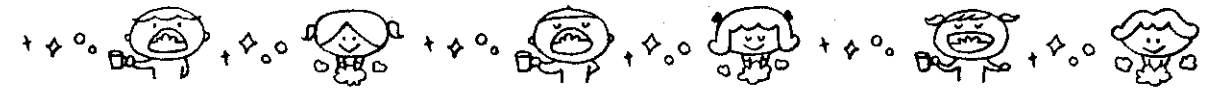
★連絡について★

- ①お休みする時・登園が遅くなる時は、給食の関係上9時までに連絡して下さい。
- ②前日に、熱が出たり、下痢をしたり、健康な状態ではない時は、連絡帳または登園時に必ず連絡して下さい。
- ③保育園からの連絡は、園だよりやクラスだより等でお知らせします。緊急時は伝言板（ボード）、口頭や電話等で行います。

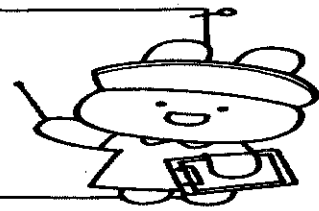


★登園・降園について★

- ☆交通安全、人身安全上、必ず責任をもって送り迎えをして頂くよう、お願い致します。
(※チャイルドシートの装着)
- ☆保護者の事情で、小学生の兄弟や知人にその責任を委任される場合は、その代理人の氏名を園に届けて下さい。(お伝えしていない場合は、引き渡しが出来ませんのでご了承下さい)
- ☆交通ルールは、まず大人から守り、日常安全について話して下さい。



お薬についてのお願い

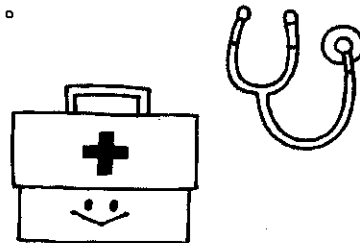


<日本保育園保健協議会>

- 1、お子さんの薬は、本来は保護者が登園し、投薬して頂くのですが、昼間お仕事等での理由で、保護者が登園出来ない時は、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって投薬します。この場合は、万全を期する為「投薬連絡票」に必要事項を記載して頂き、薬に添付して保育園に手渡して頂きます。
- 2、主治医の判断を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園している事と、保育園では原則として薬の使用が出来ない事をお伝えください。
- 3、薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬や、時間を設定した投薬、点眼薬・塗り薬については、保育園としては対応出来ません。
- 4、座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付して下さい。なお、使用にあたっては、その都度保護者にご連絡します。
- 5、「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」「痛みが出たら…」というように、症状を職員が判断して与えなければならない薬は、その判断が出来ませんので、その都度保護者に連絡する事になります。
- 6、慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等、経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。

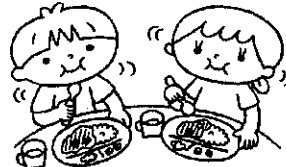
7、持参する薬について。

- ①使用する薬は、1回に分けて、当日分のみご用意下さい。
- ②袋や容器に、お子さんの名前・日付を記載して下さい。



※食物アレルギーのあるお子さんは、除去食の開始と解除は、医師の指示書を添付下さい。

また、診断書（管理指導表）は毎年提出して頂きます。



<体調不良時の連絡と感染症の登園基準>

- ☆保育園は発熱・体調不良の子どもは保育出来ません。保育園で発熱した時は38.0℃を目安に、体調不良や怪我（病院に行く時）の連絡は、両親や緊急連絡者に連絡をします。
- ☆感染症の出席停止については、“日本保育園保健協議会規定”を用います。園生活は、幼児の集団の場ですので、感染症については特に配慮が必要です。下記のような感染症にかかったら、他の子どもへの感染を防ぐ為、お休みをお願いします。完治後は、医師の許可や下記を目安に登園させて下さい。

1	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
2	水ぼうそう（水痘）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
3	突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良い事 主治医・園医が登園しても差し支えないと認めた時
4	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆出来る程度のもの
5	手足口病	発熱がなく解熱後1日以上経過し、普段の食事が出来る事
6	伝染性軟属腫（水イボ）	他人への感染のおそれがないと、主治医・園医が認めた時
7	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良い事
8	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
9	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消失するまで
10	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
11	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから（風邪による結膜炎を含む）
12	急性出血性結膜炎	主治医が登園しても差し支えないと認めた時
13	ウイルス性胃腸炎 （ノロ・アデノ・ロタウイルス）	主な症状が殆ど消失し、 普段の食事が出来て、下痢が24時間出ない時
14	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による遅漏開始後24時間以降
15	ヘルペス性口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事が出来る事 主治医・園医が登園して差し支えないと認めた時
16	百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好である事
17	咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消退した後、2日を経過するまで
18	ヘルパンギーナ	他人への感染のおそれがないと、主治医・園医が認めた時
19	マイコプラズマ肺炎	発熱や咳が治まり、主治医・園医が登園を認めた時
20	頭ジラミ	駆除を開始している事
21	腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間 空けて2回の検便により菌陰性が確認された時
22	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事

※園で感染症が出ている際には、病院受診時、主治医・園医にお伝え下さい。

